

# 訴 状

平成19年 4月16日

大阪地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 辻 公 雄

同 弁護士 阪 口 徳 雄

同 弁護士 吉 川 法 生

同 弁護士 大 西 克 彦

当 事 者 の 表 示 別紙当事者目録記載のとおり

ボランティア基金返還等請求事件

訴訟物の価額 金3,042,407円

貼用印紙額 金 21,000円

予納郵券 金 4,800円

## 請 求 の 趣 旨

- 1 被告は別紙目録記載の各原告に対し、同目録の交付金額に慰藉料を加えた金額欄記載の金額及び各金額に対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
  - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

## 請 求 の 原 因

### 1. 原 告

原告らは、各肩書き地に居住しており、後記の如く、被告のボランティア基金（支援金・支援物資含む）募集に応じた者である。

### 2. 被 告

被告林は、動物愛護団体アーク・エンジェルズ（大阪市認証団体第1号と称していた。以下、「AA」という）を個人として運営する同組織の責任者であり、ボランティア基金を募集した者である。

### 3. 犬の放置事件とボランティア活動

広島市佐伯区湯来町で犬のテーマパークを営業していた「広島ドッグパーク」（以下「DP」という）が、経営難のため、平成17年6月に閉園した。

DPの元管理者は他地域で犬のプロダクションを運営していたものの、資金不足からDP内の犬約580頭（当初は480頭であった）が十分な食事を与えられず飢餓に陥り、病気や栄養失調になるなど悲惨な状況に陥った。

同18年9月に、被告がDP内に放置された犬の救助を行うということで現地入りし、それと併行してボランティア活動をする人々や救援基金の募集をTVやインターネットを通じて大々的に募った。

上記募集要領は、ボランティアや支援金や支援物資の募集であり、支援金はボランティアの人々への実費支給や活動費、DP内の犬の治療代や世話代に、物資はDP内の犬のために使われるということであった。

#### 4. 原告らの応募

全国の愛犬家は、D P内の悲惨な犬たちを救おうと上記募集に応じた。

原告らもD Pで悲惨な目にあっている犬達を救い、ボランティア活動家達の実費等のために使われる基金や物資であることを条件に、支援金や支援物資を被告宛に送金や手渡しの方法で交付した。

その各々の内容は、別紙目録記載のとおりである。

#### 5. 募金と活動の実態

全国各地から被告に寄せられた支援金等金員は、1億数千万円にのぼり、莫大な量の支援物資が届けられた。

しかしながら、それらの金はボランティアの人々の実費支給に充てられず、犬の治療にも殆ど充てられず、物資も何に使用したのか使途不明である。

ボランティアの人々が、被告に収支報告とその資料の公開を求めたが、被告はそれらに応じず、同年12月下旬に大阪へ引き揚げてしまった。

多くの支援者からの支援金や支援物資の返還要求に対して、被告は同19年1月に返還を約束するも、返還拒否をするなどして、ほとんどそれを履行していない。

#### 6. ボランティア活動への重大な打撃

被告の上記のような行動は、ボランティア活動や支援募金をした人々の善意を裏切る行動であり、社会的に有用なボランティア活動を冒涇するもので、原告らも精神的な苦痛を被っている。その苦痛に対する賠償金額は少なくとも原告1人10,000円以上である。

#### 7. 以上の次第で、透明で納得のいくボランティア活動のためにも、被告がD Pの犬達の救助に使用することを条件で交付した支援金の返還と支援物資として購入して交付した物品代金等の賠償及び原告各人に対し10,000円ずつの慰藉料請求を求めて、請求の趣旨記載の金員の支払を求める。

## 添 付 書 類

1 訴訟委任状

19 通